

令和 7 年度志木市市有地売却 (一般競争入札) 実施要領

令和 7 年 9 月

志木市 総合行政部 行政管理課

目 次

令和 7 年度志木市市有地売却（一般競争入札）実施要領	・ ・ ・	2
土地売買契約書（案）	・ ・ ・	9

【 様 式 】

入札参加申込書（兼普通財産買受申込書）（第 1 号様式）	・ ・ ・	1 1
共有者一覧（第 1 号様式別紙）	・ ・ ・	1 2
誓約書（第 2 号様式）	・ ・ ・	1 3
入札保証金返還請求書（第 3 号様式）	・ ・ ・	1 4
入札参加辞退届（第 4 号様式）	・ ・ ・	1 5
委任状（第 5 号様式）	・ ・ ・	1 6
入札書（第 6 号様式）	・ ・ ・	1 7
受領書（第 7 号様式）	・ ・ ・	1 8

【 資 料 】

物件調書	・ ・ ・	1 9
物件案内図	・ ・ ・	2 0
物件公図	・ ・ ・	2 1

令和7年度志木市市有地売却 (一般競争入札) 実施要領

志木市では、市が保有している土地（市有地）を一般競争入札により売却します。
入札への参加を希望される方は、本要領を熟読し、現地確認を行った上で申し込んでください。

1 売却物件

所在地	地目	地積	用途地域等 建ぺい率 ・容積率	最低売却価格
志木市中宗岡3丁目 3547番38	宅地	29.39 ㎡	第1種中高層 住居専用地域 建ぺい率：60% 容積率：200%	4,496,670 円

- ※ 地積は、実測となります。
- ※ 現地説明会は開催しませんので、申込み前に各自で現地を確認してください。
- ※ 本表に記載のない事項については、物件調書により確認してください。

2 売却方法

一括売却

3 入札参加資格

次に該当しない個人又は法人が申し込むことができます。

なお、共有名義による申込みも可能としますが、共有しようとする者全員が次に該当しないことが要件となります。

- (1) 未成年者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団及び暴力団員並びに暴力団関係業者（暴力団との関係を有する有資格業者をいう。）に該当する者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく観察に付する処分の対象になっている団体及びその団体の役職員又は構成員
- (5) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく団体活動の制限を規制する処分の対象になっている団体及びその団体の役職員又は構成員
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしている者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしている者
- (8) 市県民税（法人の場合は、法人市民税、法人県民税及び法人事業税）を滞納している者
- (9) (1)から(8)までに該当する者から委託を受けた者

4 入札参加申込みの方法

入札への参加を希望される方は、入札参加申込書（兼普通財産買受申込書）（第1号様式）に必要事項を記入し、押印の上、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ定める書類を添付（共有名義の場合は、名義人全員分を添付）し、申込みをしてください。

なお、共有名義による申込みの場合は、共有者一覧（第1号様式別紙）を添付してください。

- (1) 個人の場合 アからエまでに掲げる書類（ア、ウ及びエに掲げる書類にあっては、発行後3月以内のものに限る。）

ア 印鑑登録証明書

イ 誓約書（第2号様式）

ウ 住民票の写し

エ 直近1年分の納税証明書（市県民税）

- (2) 法人の場合 アからエまでに掲げる書類（ア、ウ及びエに掲げる書類にあっては、発行後3月以内のものに限る。）

ア 印鑑登録証明書

イ 誓約書（第2号様式）

ウ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

エ 直近1年分の納税証明書（法人市民税・法人県民税・法人事業税）

5 申込み受付期間等

- (1) 受付期間

令和7年9月5日（金）から令和7年9月22日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

- (2) 受付時間

午前8時45分から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

- (3) 受付場所

総合行政部行政管理課（志木市役所（志木市中宗岡1丁目1番1号）3階）

※ 申込み受付は、書類の直接持参に限ります。郵送、電話、FAX、電子メールによる申込みはできません。

6 申込みに際しての注意事項

- (1) 「入札参加申込書（兼普通財産買受申込書）」、「共有者一覧」及び「誓約書」に事実と異なる記載がある場合は、申込みが無効となることがあります。
- (2) 「入札参加申込書（兼普通財産買受申込書）」の申込者欄及び「共有者一覧」に、記載された者と異なる名義での契約及び登記はできません。
- (3) 現地説明会は行いませんので、物件の状況を事前に十分確認の上、申込みをしてください。
- (4) 本実施要領の記載事項と売却物件の現況に相違がある場合は、現況を優先します。

7 入札保証金について

入札参加者は、次のとおり、事前に入札保証金を納付してください。

- (1) 納付期間

申込書類を提出した日から令和7年9月22日（月）まで

- (2) 納付方法

行政管理課窓口（志木市役所3階）又は郵送により納入通知書を発行しますので、納付期限までに入札保証金を納付してください。

また、いずれの方法も、入札参加申込書（兼普通財産買受申込書）の提出後、行政管理課まで電話で納入通知書の発行を依頼してください。

なお、入札保証金の納入状況を確認しますので、入札当日、現金払込書兼領収書を必ずお持ちください。

(3) 納付場所

ア 志木市役所内埼玉りそな銀行派出所

イ 市民サービスステーション又は柳瀬川駅前出張所

ウ 埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、川口信用金庫、東和銀行、中央労働金庫、東京信用金庫、埼玉縣信用金庫、りそな銀行、巢鴨信用金庫又はあさか野農業協同組合

8 入札保証金納付に際しての注意事項

(1) 入札保証金は、入札しようとする金額の100分の5以上（1,000円未満切り上げ）に相当する金額を納付してください。

なお、入札保証金が入札価格の100分の5に満たない額の入札は無効になりますので、それを見越した上で、必要な金額を納付するようにしてください。

(2) 落札に至らなかった方は、入札終了後、入札保証金を指定された口座に振り込みますので、入札保証金返還請求書（第3号様式）を入札日当日に受付へ提出してください。

なお、請求書の口座名義は必ず申込者本人のものとし（返還は、入札日より約3週間程度の期間を要しますのでご了承ください。）。

(3) 落札者が納付した入札保証金は、原則、契約保証金の一部に充当します。

(4) 還付又は充当する入札保証金には、利子は付しません。

(5) 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後、本実施要領の入札参加資格に抵触していることが判明し、その入札が無効となった場合を含む。）は、入札保証金は市に帰属します。

9 入札参加の辞退について

入札参加申込書提出後、都合により入札参加を辞退する場合は、入札参加辞退届（第4号様式）を提出してください。

なお、参加を辞退された場合でも、既に提出した書類は返却しませんので、御了承ください。

10 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年9月24日（水） 午後3時00分

(2) 場所

志木市役所3階 会議室

(3) その他

ア 入札当日、入札保証金の納付状況を確認するため、納付していただいた際の納入通知書兼領収書を持参してください。

また、現金払込書兼領収書を併せて持参してください。

イ 入札当日の受付は、入札開始時刻の15分前から入札会場で行います。入札開始時刻までに受付をしてください。代理人をして入札する場合は、委任状（第5号様式）を提出してください。

ウ 入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加することができません。

11 入札方法等

(1) 入札方法

- ア 入札にあたっては、所定の入札書（第6号様式）を使用してください。
 イ 入札書の押印は、印鑑登録されたものを使用してください。
 ウ 入札書は、次の例のとおり作成した封筒に入れ、封緘したものを提出してください。（印鑑は、入札書に押印したものとします。）。

(表)

志木市長 様	
令和7年度志木市市有地売却入札書 在中	
住所（所在地）	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
氏名（法人名・代表者名）	〇〇〇 〇〇〇 ⑩
(代理人氏名)	代理人 〇〇〇 〇〇〇

(裏)

(2) 入札金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とします。

※ 土地に対する消費税の課税はありません。

(3) 代理人による入札

ア 代理人により入札する場合は、委任状（第5号様式）が必要となります。

イ 委任状は、入札日当日の入札開始までに職員に提出してください。

ウ 委任状には、委任者の印鑑（印鑑登録されたもの）と受任者の使用印の両方を押印してください。この場合、入札書の押印には、委任状に押印された代理人使用印を使用してください。

(4) 無効な入札等

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者が行った入札

イ 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理人による場合も含む。）

ウ 委任状を提出しない代理人が行った入札

エ 不正行為による入札

オ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき。

カ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札

キ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

ク 申請書及び添付書類に虚偽の記載を行った者の入札

(5) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とします。

(6) その他

ア 提出した入札書は、その理由の如何を問わず、書換え、引換え、撤回をすることはできません。

イ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

12 落札者の決定

- (1) 市があらかじめ定める最低売却価格以上の金額で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、再度、入札を行い、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者として決定します。なお、再入札は2回までとします。
- (3) 入札参加者が1者の場合も、入札は成立するものとします。

13 売買契約の締結

- (1) 落札者と決定された者（以下「買受人」といいます。）は、令和7年10月3日（金）までに市と売買契約を締結するものとします。その際は、次のものが必要となります。
 - ア 収入印紙
買受人の負担で用意してください。金額については、買受人に別途通知します。
 - イ 実印
共有名義の場合は名義人全員分
- (2) 売買契約を締結するにあたり、次の用途に使用することは禁止します。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号までに規定する暴力団及び暴力団員並びに暴力団関係業者その他反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用途
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業への用途
 - ウ ア又はイの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸すことはできません。

14 売買代金の納付

売買代金は、次のとおり2回に分けて納付していただきます。ただし、売買契約締結と同時に売買代金の全額を納付する場合は、契約保証金の納付は不要となります。

- (1) 契約保証金の納付
売買契約締結時に、売買代金の100分の10以上の金額を契約保証金として、市が発行する納入通知書により納付していただきます。なお、納付金額は、入札保証金充当後の差額となります。
- (2) 残額の納付
売買代金と契約保証金との差額（残額）を、市が発行する納入通知書により納付していただきます。なお、納付期限は、契約の締結日から起算して30日以内とします。ただし、納付期限到来前に建築物の建築等に着手しようとする場合は、その時点までに全額を納付していただきます。

15 売買契約の解除

契約締結後、次に該当する場合、市は売買契約を解除します。

- (1) 買受人が契約条項を履行しないとき。
- (2) 買受人が土地売買代金を指定する期日までに納付しないとき。
- (3) 買受人について入札参加資格がない（入札参加資格を満たさない）ことが判明

したとき。

※ 納付済みの契約保証金については、売買契約が解除となった場合においても市に帰属するものとします。

16 所有権の移転等

- (1) 売却物件の所有権は、土地売買代金の全額を完納したときに、買受人に移転します。
 - (2) 所有権の移転登記は、土地売買代金の全額完納の確認ができ次第、市が行います。所有権移転登記完了後、受領書（第7号様式）を提出し、買受人に現状有姿での引渡しとなります。
 - (3) 所有権移転登記に必要な登録免許税等の費用は、買受人の負担となります。
 - (4) 所有権移転登記に必要なものは、次のとおりです。
 - ア 登録名義人の住民票の写し（共有名義の場合、名義人全員分。法人の場合は、不要。）（登記する日（代金完納の日）の3月以内に発行されたものに限る。）
 - イ 登録免許税分の収入印紙
- ※ 登録免許税分の収入印紙は、所有権移転登記の際に法務局に提出
- ウ 売買代金の完納を示す書類（市が発行した納付書の納入者控）の写し
- (5) 所有権登記は、落札者に対してのみ行い、落札者以外の第三者に対して所有権を移転する中間省略登記は行いません。
 - (6) 買受人は、売却物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

17 公租公課

所有権移転登記後の次の公租公課は、買受人の負担となります。

- (1) 不動産取得税（詳しくは朝霞県税事務所）
- (2) 固定資産税及び都市計画税（詳しくは志木市総務部課税課（市役所2階））

18 建築行為等について

- (1) 建築物の建築にあたっては、建築基準法、都市計画法等の法令を遵守してください。
- (2) 売却物件に適用される法令や規制等については、事前に関係機関に確認してください。
- (3) 市では、買受人による建築行為等によって生じた責めは負いません。

19 その他の留意事項

- (1) 現地には駐車場がありませんので、現地の見学にあたっては、周辺の迷惑とならないよう十分に留意してください。
- (2) 土地に係る土壌汚染調査、地盤・地耐力調査及びその他地下埋設物等に関する調査は実施していません。
- (3) 越境物があった場合、市は、越境状態の解消及び承諾書等の取付けは実施していません。
- (4) 物件は現状有姿とし、市は、契約内容に適合しない状態によって生じた責めは負いません。
- (5) 所有権移転後の土地の第三者への転売は可能です。ただし、本件売買契約書中の契約条項及び本件実施要領の記載事項については、第三者にも継承させるようにしてください。
- (6) 売却物件については、市の事情等により、売却中止や延期となる場合があります。

- (7) 申込者について、警視庁又は都道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する部署に照会するものとし、排除対象者に該当する場合は、入札者、落札者から排除されます。

20 売却に関する問い合わせ先

(1) 問合せ先

〒353-8501 志木市中宗岡1丁目1番1号

志木市 総合行政部 行政管理課

電話番号：048-473-1112（直通）

(2) 受付時間

受付期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時45分から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

土地売買契約書（案）

売主志木市（以下「甲」という。）と買主〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、土地売買について次のとおり契約を締結する。

（売買土地）

第1条 甲は、その所有する次の土地（以下「当該土地」という。）を乙に売り渡し、乙は、当該土地を買い受けるものとする。

所在地	地目	地積
志木市中宗岡3丁目3547番38	宅地	29.39㎡

（売買代金）

第2条 当該土地の売買代金は、金〇,〇〇〇,〇〇〇円とする。

（現状有姿）

第3条 甲は、当該土地を現状有姿で、乙に売り渡すものとする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約を締結するまでに、契約保証金として金〇〇〇,〇〇〇円を甲の発行する納入通知書により、一括して甲の指定する金融機関に納付する。

2 前項の契約保証金には、利息を付さない。

3 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときに、第1項の契約保証金を売買代金に充当する。

4 乙が次条に定める義務を履行しないとき、又はこの契約が解除されたときは、第1項の契約保証金は甲に帰属する。

（支払）

第5条 乙は、第2条に定める売買代金を契約締結日より30日以内に、甲の指定する金融機関に納付する。

（所有権の移転等）

第6条 この土地の所有権は、乙が売買代金を完納したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 乙は、前項の規定により所有権が移転した後、甲に対して所有者の移転登記を請求するものとし、甲は、この請求により速やかに所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合に要する登録免許税その他登記に要する費用は、乙の負担とする。

（契約不適合責任及び疑義等）

第7条 乙は、この契約締結後、乙が当該土地にこの契約内容に適合しない状態があることを発見しても、甲は、その責めを負わないものとする。

2 乙は、この土地の引渡しを受けた後、この土地の境界等について、第三者との間に疑義が生じたときは、乙の責任で処理するものとする。

（用途指定）

第8条 乙は、売買物件を次の各号のいずれかに該当する用途に供してはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団若しくは暴力団員又は反社会的団体若しくはその構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用途

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業への用途

(3) 前2号に掲げるもののほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等各種法令の規定に適合しない用途

（違約金）

第9条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、第2条に定める売買代金の2割に相当する金額を違約金として甲に対して支払わなければならない。

2 前項の違約金は、違約罰であり、第11条に定める損害賠償額の予定又はその一部とはしない。

(契約の解除)

第10条 甲又は乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、その相手方はこの契約を解除することができる。

(損害賠償)

第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないことにより、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(相隣関係等への配慮)

第12条 乙は、物件引き渡し以後においては、十分な注意をもって管理し、近隣住民その他第三者との問題が生じないよう責任をもって対処するものとする。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結及び履行に要する費用は、乙の負担とする。

(補則)

第14条 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名（法人については記名によることができる。）押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 志木市中宗岡1丁目1番1号
志 木 市
氏 名 志木市長 香 川 武 文

乙 住 所
氏 名

入札参加申込書（兼普通財産買受申込書）

令和 年 月 日

志木市長 様

申込者 住 所（所在地）
氏 名（法人名）
代表者氏名（法人の場合）
電話番号

⑨
(実印)

令和7年度志木市市有地売却（一般競争入札）について、実施要領を承知の上、下記のとおり参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

記

1. 買受けをしたい普通財産

- (1) 名 称 志木市普通財産
- (2) 所在地 志木市中宗岡3丁目3547番38
- (3) 数量等 宅地 29.39㎡

2. 売買代金の支払方法（いずれかにチェック）

- ☐ 契約締結時に全額支払います。
- ☐ 契約保証金を納付し、契約締結の日から30日以内に支払います。

3. 添付書類

提出	書類名	個人	法人
	①印鑑登録証明書	○	○
	②誓約書（第2号様式）	○	○
	③住民票の写し	○	
	④登記事項証明書		○
	⑤納税証明書	○	○

(注意)

- 1 申込者の印鑑は、印鑑登録印（実印）を押印してください。
- 2 共有者がある場合は、「共有者一覧」を添付してください。また、「誓約書」は、共有者全員分を添付してください。

共有者一覧

申込者を代表者とし、入札に係る手続きを委任することとします。

申込者 住所（所在地）

（代表者）

氏名（法人名） 印
(実印)

代表者氏名（法人の場合）

電話番号 持分 分の

共有者 住所（所在地）

氏名（法人名） 印
(実印)

代表者氏名（法人の場合）

電話番号 持分 分の

共有者 住所（所在地）

氏名（法人名） 印
(実印)

代表者氏名（法人の場合）

電話番号 持分 分の

共有者 住所（所在地）

氏名（法人名） 印
(実印)

代表者氏名（法人の場合）

電話番号 持分 分の

（注意）

氏名欄の印鑑は、印鑑登録印（実印）を押印してください。

誓 約 書

令和 年 月 日

志木市長 様

☐申込者 住 所 (所在地)

☐共有者 氏 名 (法人名)

代表者氏名 (法人の場合)

電話番号

⑨

(実印)

令和7年度志木市市有地売却（一般競争入札）への参加申込みにあたり、下記に掲げる者ではないことを確認し、貴市における入札、契約等に係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に対し貴市が行う一切の措置について異議の申立ては行いません。

記

- (1) 未成年者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団及び暴力団員並びに暴力団関係業者（暴力団との関係を有する有資格業者をいう。）に該当する者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく観察に付する処分の対象になっている団体及びその団体の役職員又は構成員
- (5) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく団体活動の制限を規制する処分の対象になっている団体及びその団体の役職員又は構成員
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしている者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしている者
- (8) 市県民税（法人の場合は、法人市民税、法人県民税及び法人事業税）を滞納している者

(注意)

- 1 氏名欄の印鑑は、印鑑登録印（実印）を押印してください。
- 2 共有者がある場合は、申込者又は共有者の別をチェック☒してください。

入札保証金返還請求書

令和 年 月 日

志木市長 様

申込者 住 所（所在地）
氏 名（法人名）
代表者氏名（法人の場合）
電話番号

印
(実印)

請求金額 円

令和7年度志木市市有地売却（一般競争入札）にかかる上記入札保証金の返還を請求します。
入札保証金の返還については次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行・金庫・農協・組合 店								
預 金 種 別	当座・普通	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

- (注意)
- 1 口座名義は必ず入札申込者本人の名義としてください。
 - 2 申込者の印鑑は、印鑑登録印（実印）を押印してください。

入札参加辞退届

令和 年 月 日

志木市長 様

申込者 住 所（所在地）

氏 名（法人名）

㊞

代表者氏名（法人の場合）

（実印）

電話番号

私は、令和7年度志木市市有地売却（一般競争入札）への参加申込みをしましたが、都合により参加を辞退します。

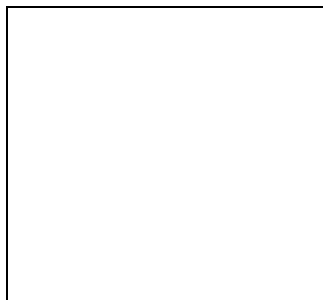
（注意）

申込者の印鑑は、印鑑登録印（実印）を押印してください。

委 任 状

私は、_____を代理人と認め、令和7年度志木市市有地売却（一般競争入札）に関する一切の権限を委任します。

受任者（代理人）使用印



令和 年 月 日

申込者 住 所
(委任者) (所在地)
氏 名
(個人名)

㊞
(実印)

志木市長 様

(注意)

- 1 申込者（委任者）の印鑑は、印鑑登録印（実印）を押印してください。
- 2 代理人の印鑑は、代理人の方が入札時に使用する印鑑を押印してください。（代理人は入札において、この印鑑以外は使用できません。）

入 札 書

令和7年度志木市市有地売却（一般競争入札）について、「令和7年度志木市市有地売却（一般競争入札）実施要領」及び物件調書等の募集関係書類の内容を承知し、入札します。

金 額	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

令和 年 月 日

申込者 住 所（所在地）

氏 名（法人名）

Ⓔ

代表者氏名（法人の場合）

（実印）

代理人 氏 名

Ⓔ

志木市長 様

（注意）

- 1 金額は算用数字を用いて右詰で記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 2 申込者の印鑑は、印鑑登録印（実印）を押印してください。
- 3 代理人による入札の場合の「印」は、代理人印のみで結構です。

令和 年 月 日

受 領 書

志木市長 様

申込者 住 所（所在地）

氏 名（法人名）

⑩

代表者氏名（法人の場合）

（実印）

代理人 氏 名

⑩

令和 年 月 日付けで買い受けた下記土地について、登記識別情報通知、登記完了証、登記事項証明書を受領しました。

記

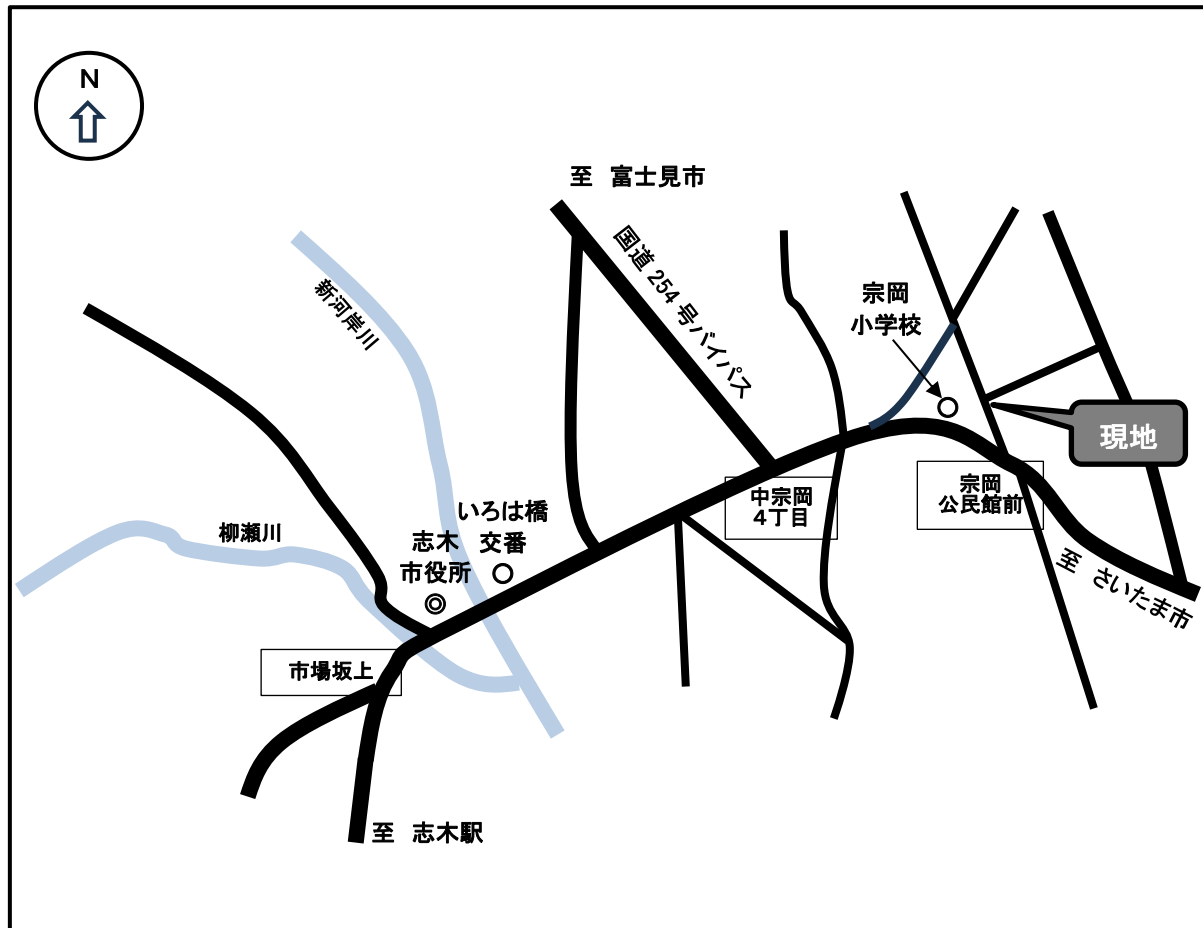
1 決定した土地の表示

土地の所在	志木市中宗岡3丁目3547番38
地 目	宅 地
地積（㎡）	29.39㎡
受領年月日	令和 年 月 日
摘 要	

物件調書

所在地		志木市中宗岡 3 丁目 3 5 4 7 番 3 8							
内訳・面積		地 番		地 目		公簿面積		実測面積	
		3 5 4 7 番 3 8		宅 地		2 9 . 3 9 ㎡		2 9 . 3 9 ㎡	
道路と敷地の関係		西側：幅員約 9 m の市道に接道 南側：幅員約 4 m の私道に接道							
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域内	区域区分	市街化区域					
		用途地域	第一種中高層住居専用地域			建ぺい率	60%	容積率	200%
		斜線規制	道路斜線 1 . 2 5		北側斜線 なし		隣地 2 0 m + 1 . 2 5		
		高さ制限	2 5 m			防火地域等		建築基準法第 2 2 条	
		日影規制	5mを超える範囲:4 時間以上 10mを超える範囲:2.5 時間以上 (4m)						
		その他	高度地区 (絶対高さ) 2 5 m						
	その他の制限	下水道処理区域内							
私道の負担等に関する制限		負担等の有無	有	負担の内容		私道の維持管理に費用が発生した場合に負担あり			
供給処理施設の状況		施設種類		状 況			事業所等		
		電気	可	地上電線			東京電力㈱ 0120-995-441		
		上水道	無	止水栓未設置			志木市上下水道総務課 048-473-1299		
		下水道	有	汚水最終柵敷地内設置済			志木市上下水道総務課 048-473-1299		
		都市ガス	無	引込管未設置			大東ガス㈱ 0120-121-362		
公共施設等		志木市立宗岡小学校		徒歩 3 分 (2 0 0 m)					
		志木市立宗岡中学校		徒歩 1 9 分 (1 5 0 0 m)					
		志木市役所		徒歩 1 4 分 (1 1 0 0 m)					
		TMG 宗岡中央病院		徒歩 1 6 分 (1 2 6 0 m)					
留意事項	本物件は、現状有姿での引渡しとなります。								
	本物件敷地内外に存する工作物（電柱・架空線・配管・埋設物・道路構造物等）、舗装・土砂・植物の類、供給設備等の補償・移設・撤去・掘削・再築造等の費用負担、隣接地権者等との協議については、志木市は関与いたしません。								
	・ 本物件の隣地境界は明瞭となっており、全てに杭が入っています。								
	・ 地盤や地下埋設物等に関する調査は実施しておりません。								
	・ ごみ集積所は、近隣の方々と調整をしていただくことになります。								

物件案内図



志木駅東口から

【バス】宗岡小学校バス停から徒歩3分（200m）

【徒歩】37分（2.7km）

物件公図

写

イ 3547-52
ロ 3547-74

ハ 3547-75
ニ 3547-76

ホ 3547-78
ヘ 3547-79

ト 3547-91
チ 3547-54

リ 3547-53
ス 3547-36

ル 3547-90
ヲ 3547-93

N

別図

3548-1
1398-2

3547-49
3547-84
3547-48
3547-47
3547-46
3547-45
3547-42
3547-71
3547-63
3547-62
3547-50
3547-60
3547-98
3547-95
3547-96
3547-73
3547-1
3547-9
3547-11
1337-4
1337-7
3547-83
3547-87
3547-88
3547-57
3547-58
3547-59

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
中宗岡三丁目
3547番地

請求部	所在	志木市中宗岡三丁目			地番	3547番38	
出力	1/500	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	土地改良所在図
作成年月日				備付年月日(原図)	補事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年7月16日
さいたま地方法律局志木出張所
登記官
請求番号：17-1
(1/1)

高山広治
さいたま市
地方法律局
志木出張所
登記官

公用